専決処分の報告について

町長の専決事項の指定について第１項の規定により、事故賠償について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第２項の規定により報告します。

令和８年９月１日提出

湯河原町長　内　藤　喜　文

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定に基づく議会の議決により指定された町長の専決事項について、町長の専決事項の指定について第１項の規定により、事故賠償について次のとおり専決処分する。

令和８年８月６日

湯河原町長　内　藤　喜　文

事故賠償について

湯河原町は、湯河原町中央二丁目６番地10付近において発生した公用車の接触事故について、相手方に与えた損害賠償の額を次のとおり決定し、示談する。

１　損害賠償の額　　金５４，７７９円
（内　　容）　　車両の修理費用の一部

２　損害賠償の相手方　　小田原市内の法人

３　事故の概要　　令和８年３月24日午後１時頃、湯河原町中央二丁目６番地10付近十字路において、町職員が運転する公用車が優先道路を走行中に進入してきた相手方車両と接触し、これを破損させた。